

## マスクの入手困難を悪用する手口に注意！ ～新型コロナウイルスに便乗した悪質商法が発生しています～

(令和 2年 3月 5日)

**相談事例1**

今朝スマホのメールアドレスに「商品の注文を承りました」とのメールが届いた。マスク3箱が明日代引き配達で届くとある。金額は1万2000円。注文した覚えはない。どうしたら良いか。(40歳代男性)

**相談事例2**

新型コロナウイルスが心配で、SNS広告で見つけたネット通販業者にマスク2箱がセットになった8,000円の商品を注文した。クレジットカード1回払いを選択し、カード情報を入力したところ、注文承諾メールが英文で届いた。不審に思い、キャンセルをメールで申し出たが、サイトから返信メールが来ないし、心配だ。(30歳代女性)

**相談事例3**

「日頃の感謝を込めてマスクを売ります」というメールが送られてきた。一人3箱までで1箱600円と書いてあったので、3箱注文することにした。氏名、住所、生年月日、クレジットカード番号、セキュリティコードを入力し送信した。その後、マスク代金の他、18万円、3万円など不審な引き落としがされていることが分かった。(70歳代男性)

### ココに注意！…東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 身に覚えのない受注メールにご注意ください！

マスクの入手困難に乗じて、新たな架空請求が発生しています。身に覚えのない商品の受注メールが届いても返信しないようにしましょう。うっかり連絡してしまうと、勧誘され、金銭を請求される可能性があります。万が一、商品が届いた場合は、受け取りを拒否しましょう。

★ 商品注文前に、販売事業者の情報を必ず確認しましょう！

通販サイトには、法令により、販売事業者の氏名・法人名、住所、電話番号などの情報を記載することが義務付けられています。それらの記載がない、住所に番地がない、連絡先がメールアドレスのみ等の場合は、詐欺通販サイトの可能性があります。

<参考> 代金を払ったのに商品が届かない！～詐欺通販サイトにご注意ください～(令和2年3月5日)

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/20200305.html>

★ クレジットカードの不正利用に気が付いたら、すぐに行動を！

こまめにカードの利用明細を確認しましょう。身に覚えのない引き落としに気が付いたら、すぐにクレジットカード会社に連絡し、相談してください。不正利用が疑われた場合は、被害拡大を防ぐため、そのカードの利用停止手続きをとりましょう。

★ 新型コロナウイルスの感染拡大に乗じた悪質商法が発生しています。冷静な対応を心がけるようにしましょう。

★ 不審に思った場合や、トラブルにあった場合は、最寄りの消費生活センターにご相談ください！

東京都消費生活総合センター ☎03-3235-1155  
お近くの消費生活センター 局番なし☎188(消費者ホットライン)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。